

安倍晋三日本国内閣総理大臣のフランス共和国訪問の際の日仏共同プレスリリース

安倍晋三日本国内閣総理大臣は、フランソワ・オランド・フランス共和国大統領の招きにより、2014年5月4日から6日まで、フランス共和国を訪問した。この訪問は、2013年6月のフランス共和国大統領による日本国への国賓訪問を受けたものであり、この機会に両国間の特別なパートナーシップを確認するものである。

本訪問を通じて、重要な国際情勢及び地球規模課題が取り上げられた。

両首脳は、2013年6月に発表された日仏共同声明ならびに日仏間協力のためのロードマップ(2013年～2018年)の実施に関して達成された進展につき、満足をもって確認した。この進展は、あらゆる分野において日仏二国間関係に与えられている新たな弾みを示すものである。両首脳は、その方向性を確認するとともに、次に挙げる進捗があったことを確認した。

1. 共通の価値を通じた連帯

(1) 両首脳は、首脳会談を、双方が国際会議に出席する機会なども利用して可能な限り毎年開催するという意思を表明する。

(2) 安倍総理は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、地域の平和と安全を実現しつつ、国際社会の平和、安定及び繁栄にこれまで以上に積極的に寄与していく決意を表明した。オランド大統領は国際の平和と安全への貢献に向けた日本の決意と取組を歓迎し、支持した。

(3) 両首脳は、国際法、取り分け国連憲章に反して、ある国の領域の一部又は全部に対して他国が強制や力によって行うあらゆる取得又は権利の主張に対して反対を表明する。両首脳は、紛争の平和的解決を重視することを強調する。両首脳はまた、国連海洋法条約を含む国際法にのっとり公海における航行及び上空飛行の自由の維持の重要性を確認した。

(4) G8に関しては、両国は、同グループが共通の信条及び共有された責任の基礎の上に集められたことを確認する。ウクライナ憲法に違反してクリミアで行われた違法な住民投票及びこの地域のロシア連邦への併合は、国際体制が基盤とする諸原則に違反する。この条件下で、両国は、米国、独、英、カナダ及びイタリアと共に、露がその方向を変更し、G8で意味のある議論を行う環境に戻るまで、G8への参加を停止した。4月1

7日のジュネーブ合意にもかかわらず、露が緊張を高め続ける中、5月25日に予定されているウクライナ大統領選挙の第一回投票における平和的かつ民主的な投票が成功するための条件を確保するため、4月26日、両国は、G7の他のパートナー国と共に、露に対して追加的な制裁を課すために迅速に行動することに合意した。両国は、この危機の外交的な解決へのドアは引き続き開いていることを強調し、露がその道をとることを要請する。

(5) 政治・安全保障問題に関する対話の強化を示した第1回外務・防衛閣僚会合(2014年1月9日)の成功を受け、両国は、1月の会合で設置された防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ4月に開催し、両分野における日仏協力を一層深める方策について検討した。防衛装備協力については、両国は、無人システムを始めとするいくつかの分野において協力する共通の関心を特定した。両国は、これを踏まえ、防衛装備に関する協力の枠組みとなる政府間協定締結に向けた交渉を開始した。輸出管理協力に関しては、両国は、安全保障環境並びに武器及び汎用品の管理メカニズムに関する相互の認識を深めた。両国は、外務・防衛閣僚会合の次期会合を2015年に東京で開催することで一致した。

(6) 両首脳は、日本国と欧州連合(EU)の間で様々な協力を深化させる基礎となる野心的な戦略的パートナーシップ協定(SPA)を締結する意思を再確認した。

(7) 両国は、日本国の国家安全保障局及びフランス共和国の関係部局との間で緊密な対話を継続することを確認する。

(8) 両国は、軍縮分野における対話並びに特に北朝鮮、シリア及びイランにおける核拡散の危機を解決するための努力を継続する共通の決意を再確認する。両国は核軍縮の取組への核保有国としてのフランス共和国の特別な貢献及び日本国の貢献の重要性を歓迎する。日本国は、フランス共和国のアジアにおける不拡散分野におけるコミットメントを歓迎する。

(9) 両国は、人権・人道分野において、北朝鮮による拉致問題の解決に向けて努力することを再確認する。

(10) 両首脳は、アフリカの成長、開発、平和及び安定の課題に関する、アフリカ連合(AU)や地域経済共同体(RECs)を含むアフリカのオーナーシップの重要性について一致した。両首脳は、アフリカの取組への両国による不断の後押しを確認し、これを継続することを決定した。

この一環として、両国は、一方では、バマコ平和維持学校を始めとする中核的センターに対する支援により平和維持分野における人材育成を、他方では、取り分けベナン地雷・不発弾処理訓練センターに対する支援を通じたサヘル地域の地雷除去・不発弾処理を、それぞれ促進するために協力する。

また、両国は共に、サヘル・サハラ地域の国境管理の改善に向けたプロジェクトを支援する意思を再確認する。両国は、この地域及びアフリカ大陸に所在する日仏の在外公館間の情報交換の強化に取り組む。

開発分野の協力に関しては、両国は、JICAとフランス開発庁(AFD)の間の対話が様々なレベルと分野で深化していることを歓迎する。取り分け農業及び食料安全保障分野において、両国は、セネガル川流域における稲作支援での具体的な連携に向けて、セネガル政府を交えて深められている両機関間の協議を歓迎する。

両国は、アフリカにおける両国の文化面での協力を強化し、アフリカにおいて両国の文化及び言語を促進することに取り組む。

(11)両首脳は、海洋安全保障分野、特に海賊対策の分野における日仏協力を強化する意思を表明した。ソマリア沖・アデン湾では、両国は、地域の国家による、船舶に対する武装攻撃の防止及び抑止に関するジブチ行動指針の着実な実施を支援する。また、両首脳は、ソマリア沖・アデン湾における日本国海上自衛隊とフランス共和国海軍のオペレーショナルな相互関係を歓迎し、それを継続する方策を検討することを決定した。ギニア湾では、両国は、中西部アフリカにおける海賊、武装強盗及びその他の海上不法行為防止にかかるヤウンデ行動指針の実施を支援する。

(12)両国は、南太平洋における両国の協力の強化を歓迎する。そうした協力強化は、取り分け2014年においては、人道支援及び自然災害マネジメントの演習である「南十字星」への日本国自衛隊の要員派遣によって示される。

(13)両国は、両国が特別な関心を有する地域における脅威やリスクの分析等に関する情報交換を行い、当該地域におけるそれぞれの国民の保護にかかる協力の強化に努める。

(14)両国は、サイバーセキュリティに関する対話を立ち上げることを決定する。

(15)両国は、両国外務省間の国連システムの財政的持続可能性に関する対話を2014年中に開催する。

2. 課題を機会に変える：成長、イノベーション及び雇用のための両国経済の連携

(1) 両国は、経済・財政担当閣僚間のハイレベル経済対話を促進することで一致した。本対話は、日仏間協力のためのロードマップの不可欠な要素となる。

(2) 両国は、G20及びOECD等の枠組みにおける地球規模課題に関する意見交換の活発化を歓迎する。両国は、この文脈で、日本国のOECD加盟50周年及びOECD閣僚理事会議長国としての日本のイニシアティブを歓迎する。両国は、OECDによって策定される共通基準に従い、早期に税に関する情報の自動的な交換を実施することを決意する。

(3) 両国は、世界中で女性の権利を尊重し促進する重要性を強調した。両国は、男女の平等が、成長、競争力、社会の発展及び平和の要因であることを確信している。両国は、あらゆる分野における男女の平等な参画を促進すること及び女性に対するあらゆる形態の差別及び暴力を根絶する決意を有する。両国は、女性の経済活動と責任あるポストへのアクセスを促進し、よりよいワーク・ライフ・バランスを可能にするために実施する革新的な解決策に関する意見交換を行う。両国は、G20の取組の枠組みにおけるこの観点からの共通戦略の作成を奨励する。

(4) 両首脳は、野心的、包括的かつバランスのとれた日EU経済連携協定(EPA)を近い将来締結する希望を再確認した。両首脳は、経済連携協定交渉が、双方の国における成長と雇いを促進させるための好機であるという認識を共有した。それゆえに、この協定は物品及びサービス貿易、投資、非関税措置及び鉄道を始めとする調達へのアクセスを含めた双方の全ての共有された関心事項を取り扱う。両国は、5月7日、ブリュッセルにおいて、日EU戦略的パートナーシップの深化を可能にし、両パートナー間の包括的な関係の発展に寄与する第22回日EU首脳協議が開催されることを歓迎する。

(5) 両国は、ジェットロとユビフランス、対仏投資庁(AFII)が、中小企業及び中規模企業の輸出と国際化、双方向の投資の促進に向けた協力を行うことを決定した。これらの機関は、仏企業の対日投資促進、日本企業の対仏投資促進、在仏日本企業及び在日仏企業のビジネス円滑化(クラブジャポンにおける協力等)や取り分けアフリカ及びアジアにおける第三国市場での日仏協力の推進(セミナー開催)等の事業を実施する。

(6) 両国は、農業政策に関する対話の強化並びにSPS、食文化や地理的表示(GI)を含む地域の特性ある農産品及び農産物加工品並びに競争力があり、革新的で環境・社会への責任を有する農業の促進等の分野における協力関係を推進する。

(7)両国は産業及び科学技術分野における協力を強化する。両首脳は、取り分け日仏産業協力委員会の枠組みで発足している3つのワーキング・グループ（繊維、スマート・コミュニティ／スマート・グリッド、ロボット）及び科学技術協力に関する日仏合同委員会の枠組みの下での研究協力（分子技術、先端材料、ロボット工学、海洋分野）における以下の進展を歓迎する。両国は、農業、情報通信技術、海洋再生可能エネルギー、民間航空機、自動車産業協力並びにアフリカ及びアジアを始めとする第三国における産業協力及びパートナーシップの発展といった分野での日仏間協力の進展を歓迎する。

(8)両国は、原子力エネルギーに関する全ての分野における二国間協力を更に強化し、原子力エネルギーに関する日仏委員会を通じた対話の深化を歓迎する。

(9)両国は、両国において、また、世界規模において、最高水準の原子力安全を確保することが優先課題であることを再確認する。両国は、この点に関し、両国の規制当局間の協力を強化すること、IAEAの原子力安全に関する行動計画に対して貢献を継続すること及び当該規制当局が他国の規制当局から受け得る協力の要請に応じていく用意があることを強調する。

(10)両国は、民生用原子力分野における協力を強化する。両国は、この文脈において、第4世代原子炉ASTRID計画及び高速炉協力をに係る日本国当局とフランス共和国原子力庁の間の取決めの署名を歓迎する。また、日本国が海外の経験及びノウハウから教訓を引き出す意思を表明したのに際し、フランス共和国は、そのノウハウの提供並びに廃炉の企画立案及び実施を担う日本国の機関との経験の共有によって、福島第一原子力発電所事故により生じた事態及び廃炉への対応における日本国の取組に貢献する用意があることを確認する。この観点から、両国は、福島第一原子力発電所の廃炉技術開発に貢献するためのアレバ社とアトックス社によるジョイント・ベンチャー ANADEC の設立に関する文書の署名を歓迎した。さらに、両国は、日本原子力研究開発機構(JAEA)とフランス共和国原子力庁の福島第一原子力発電所廃炉に向けた研究での協力の国際廃炉研究機構(IRID)の一員としてJAEAが実施するものへの拡充を奨励する。両国は、産業面において、日仏企業が共同開発した原子炉ATMEA1の国際市場における展開によってトルコを始めとする第三国における協力を深める。両国は、トルコで予定されているプロジェクトに関して実施された協力にならい、この技術を選択した国のニーズに応え共に歩むために、組織的に連携する。さらに、核燃料サイクル分野については、六ヶ所再処理工場の安全かつ安定な運転実現のための産業分野での協力を深化する。

(11) イーター(ITER:国際熱核融合実験炉)計画及び幅広いアプローチ(BA)活動における協力に関しては、両国は核融合エネルギーの実現に向け、仏・カダラッシュ及び日本・青森／茨城において進められている両プロジェクトの成功に向けた協力を深化させる。

(12)両国は、取り分け高効率石炭火力の利用も含めた現在の多様なエネルギー生産の様式に鑑み、安定的かつ経済的なエネルギー供給を含むエネルギー安全保障の重要性を確認する。

(13)日本国は、日本から輸出される食品及び飼料中の放射性核種に関し、EUによる制限措置の、科学的データ及び「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格」に基づく見直しに対するフランス共和国の理解を歓迎する

(14)両国は、宇宙航空研究開発機構(JAXA)/国立宇宙研究センター(CNES)間の今年秋の年次協議において、宇宙協力に関する具体的分野特定に向けた検討を推進するとの意思を歓迎する。

(15)両国は国際保健に関する重要な課題に取り組み、最も貧しい人々の健康を改善することに共に貢献する。両国は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成が国際社会の保健課題に対応し、この目的がポスト2015年開発アジェンダの重要な位置を占めるとの考えを共有するとともに、UHC への理解を促進するための共同イベントの開催等を通じ、保健分野における両国の協力を深化させる。両国は、感染症に対する長年に亘る取組の枠組みの中で、世界エイズ・結核・マラリア対策基金を含む国際的な場における協力を強化する。

(16)両国は、フランス共和国が2015年に開催する国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、主要排出国を含む全ての国に適用される国際的な合意が採択されるよう、積極的に協力していくことを再確認する。また、両国は、科学に沿った形で、産業化以前の水準と比べて、世界全体の気温上昇を摂氏2度より下に効果的にとどめるための両国の役割を果たすとの視点に立って、気候変動に対処する取組を継続する。両国は、各国が緩和を中心とした約束草案を COP21に十分に先立って、準備のできる国は2015年第一四半期までに、提示することを招請する COP19決定の重要性を認識する。両国は、気候を議題に組み込み、G20、OECD、MEF 等の国連気候変動枠組条約と並ぶ枠組みにおける取組を継続する。両国は、気候変動対策のために官民の資金を動員し続ける必要性を確認する。この文脈で、両国は、地球環境ファシリ

ティ(GEF), 気候投資基金(CIF), 緑の気候基金(GCF)の重要性を強調する。両国は、2014年9月23日にニューヨークで開催される気候に関する国際連合事務総長の首脳会議を歓迎する。フランス共和国はイノベーションを通じた気候変動問題の解決に向けて2014年10月に日本が主催する Innovation for Cool Earth Forum(ICEF)の開催を歓迎する。

両国は、持続可能な都市開発を含む気候変動対策における協力等を中心としたJICAとフランス共和国開発庁(AFD)の対話・連携の更なる強化を歓迎する。

両国は、ベトナムにおける気候変動対策支援プログラム(協調融資)の実施及びより一般的に、アジア、取り分け都市部における低炭素開発を目指す計画における協同の決意を確認した。また、両国は、太平洋諸国等における脆弱国に対する協同の必要性を確認した。

(17)両国は、開発のための革新的資金調達が開発において果たす役割の重要性について一致し、今後もリーディング・グループでの議論等を通じた協力を強化していくことで一致した。フランス共和国は、日本国が革新的資金調達としてポリオ撲滅に関する借款転換を導入したこと及び日本国における国際連帯税に関する検討を歓迎した。

(18)両国は、食料安全保障、エネルギー、気候変動、UHC、革新的資金調達を含む地球規模課題の解決のために開発協力を継続する。こうした開発課題に関する日仏協力について議論するため、近い将来に日仏開発協力対話を開催することを確認した。

3. 未来を築く日仏社会の絆

(1)両国は、両国の高等教育機関による学位の相互認証等に関する協定の署名を歓迎する。同署名は、学生の双方向の移動及び新たな大学間パートナーシップの発展を促進するであろう。両国は、日本国における大規模スポーツ・イベントの際にフランス語の利用を促進するための議論を行うとともに、自国における相手国の言語教育を促進するため、両国間の教育に関する取組を含む必要な手段を実施する意思を概括的に再確認する。両国は、そのために、日仏高等学校ネットワーク「Colibri」の発展を支援する。

(2)フランス共和国は、日本国による2019年のラグビー・ワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックといった国際的な大規模スポーツ・イベントの開催を祝福し、これらの成功に向けて貢献することを希望するとともに、日本による国際的なスポーツの促進に係るイニシアチブである「Sport for Tomorrow」への協力の意図を表明する。両国は、取り分けスポーツ交流の発展及びドーピング対策に関するスポーツ担当省

庁間の声明の近い将来の署名を通じ、協力を強化する決意である。両国は国内オリンピック委員会間及び両国のバレーボール連盟間の協力文書の完結を奨励する。両国は、全日本柔道連盟及び仏柔道連盟と協力し、スポーツを通じた相互理解及び信頼醸成への促進に向けて、日仏合同で柔道指導者をイスラエル及びパレスチナ自治区へ派遣することを決定した。両国は、特にオリンピック大会の際のボランティアの育成を通じ、オリンピック言語であるフランス語の促進に向けた協力の発展について検討する。

(3)両国は、知的交流及び文化が日仏関係において果たす役割の重要性を再認識し、両国の知的交流の緊密さ及び文化・芸術関係の発展を歓迎する。2014年は、両国の文化交流の歴史において重要な契機となった東京の日仏会館創立90周年に当たり、京都のアーティスト・イン・レジデンスであるヴィラ丸条山が再び開館し、また、パリ日仏高等研究センターが開設され、また、アンスティチュ・フランセ日本並びにパリ日本文化会館及びパリ国際大学都市日本館においても、活発な文化事業が行われていることを評価する。両国は、更なる相互理解のため、相互の食文化を含めた幅広い文化交流の促進を継続し、組織間の協力を促進し、両国の文化の魅力を世界に向けて発信する努力を継続する。

(4)フランス共和国は、2014年4月1日、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年10月25日ハーグ条約が日本国において効力を発生したことを歓迎する。両国は、中央当局間協力の二国間の枠組みにおいて扱われない親間の対立の仲裁作業について、特に子の親権問題に係る日仏連絡協議会において、並行して継続する意思を表明する。

(5)両国は、双方の地方自治体間の交流の活力を歓迎する。2014年10月に高松市で開催される第4回日仏自治体交流会議は、経済及び持続可能な開発の分野において特定されたプロジェクトを強調する機会となる。

(6)両国は、2013年の相互の促進キャンペーンの成功を踏まえ、特に相互の国土における行き先の多様化を促進し、より多くの国民の関心を得るため、観光に関する定期協議の開催を継続する。(了)